

委 託 契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官会津森林管理署南会津支署長 金子 友次（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「受託者」という。）は、令和7年度希少野生生物保護管理対策（クマタカ等）に係る巡視（会津森林管理署南会津支署）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 発注者は、次の委託事業（以下「委託事業」という。）の実施を受託者に委託し、受託者は、その成果を発注者に報告するものとする。

（1）委託事業名

令和7年度希少野生生物保護管理対策（クマタカ等）に係る巡視（会津森林管理署南会津支署）

（2）委託事業の内容及び経費

委託事業計画書（別紙様式第1号）及び「令和7年度希少野生生物保護管理対策（クマタカ等）に係る巡視計画（会津森林管理署南会津支署）」（以下、「巡視計画」という。）（別添1）のとおり。なお、受託者は、巡視実施報告書（別添2）を原則として毎月発注者に提出するものとする。

（3）契約期間

委託契約日から令和7年12月12日までとする。

（委託事業の遂行）

第2条 受託者は、委託事業を、委託事業計画書及び巡視計画に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 発注者は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）を超えない範囲内で受託者に支払うものとする。

2 受託者は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 受託者は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(監督)

第6条 発注者は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、発注者の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させることができるものとする。

2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。

3 受託者は、発注者（監督職員を含む。）から監督に必要な工程表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第7条 受託者は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第2号）を発注者に提出するものとする。

(検査)

第8条 発注者は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを委託事業実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第9条 発注者は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第10条 発注者は、前条の規定により委託費の額が確定した後、受託者からの適法な精算払請求書（別紙様式第3号）を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

(委託事業の中止等)

第11条 受託者は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）を発注者に提出し、発注者と受託者とが協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前4条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第12条 受託者は、前条に規定する場合を除き、巡視計画に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第5号）正副2部を発

注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

(履行遅滞に係る損害金等)

第13条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に委託事業を完了することができない場合は、発注者は、損害金の支払を、受託者に書面により請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託費に対し、遅延日数に応じ、民法第404条に規定する法定利率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により第10条の規定に基づく委託費の支払が遅れた場合においては、受託者は、当該委託費に対し、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に書面により請求することができる。

(契約の解除等)

第14条 発注者は、受託者がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受託者に請求することができる。

(違約金)

第15条 発注者は、前条の規定により契約を解除するときは、受託者に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 発注者は、この契約に関し、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行なったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行なったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。

(2) 受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受託者は、この契約に関して、受託者又は受託者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 受託者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
 - (2) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受託者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受託者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受託者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第18条 発注者は、受託者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受託者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 受託者は、第18条の各号及び第19条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第21条 発注者は、第18条及び第19条の規定により本契約を解除した場合は、これにより受託者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受託者は、発注者が第18条及び第19条の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 受託者は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第23条 受託者は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとし、発注者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

2 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

3 受託者は、発注者が著作物を活用する場合及び発注者が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、発注者は受託者と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。

4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等

の協力措置を講じるものとする。

(物品管理)

- 第24条 受託者は、委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理し、損傷等により使用できなくなった場合は、使用不能報告書（別記様式1）により報告し、発注者の指示を受けなければならない。
- 2 受託者は、委託費により購入したる物品について、委託事業により取得したものである旨の標示（別記様式2）をするとともに、委託事業ごとに管理簿（別記様式3）に登録しなければならない。この場合において、受託者は、管理簿（写し）を委託事業実績報告書提出の際に併せて提出するものとする。
- 3 発注者は、委託事業終了後、委託事業により購入した物品について、その返還（以下「引渡し」という。）の可否を決定し、引渡しを要するものと指定した場合は、引渡日時、引渡場所等引渡しに必要な事項を定め、その旨受託者に指示するものとする。ただし、受託者において、委託費により購入した物品を同種の事業で継続して使用したい場合は、継続使用申出書（別記様式4）により申し出て発注者の承認を受けなければならない。
- 4 受託者は、発注者から前項の指示を受けた場合においては、その指示に従わなければならない。
- 5 受託者の取得物品の引渡しに要する費用は受託者の負担とする。
- 6 受託者は、当該物品を返還するに当たり、発注者が当該物品の使用・保管場所を決定するまでの間、無償で保管するものとする。
- 7 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要しないものとして発注者が指定し受託者が売却処分等により収益を得た場合は、受託者は収益納付報告書（別記様式5）により発注者に報告し、発注者からの収益納付指示書（別記様式6）による指示に従い収益を国庫に納付しなければならない。

(委託事業の調査)

- 第25条 発注者は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、受託者はこれに応じなければならないものとする。

(秘密の保持等)

- 第26条 受託者は、巡視対象となる希少野生生物の生息（生育）情報については、保護の観点から原則非公開の扱いであることを理解し、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(安全等の確保)

- 第27条 受託者は、本委託事業の実施に際しては、本委託事業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 受託者は、常に巡視の際の安全に留意し、災害の防止を図らなければならない。

- (2) 受託者は、巡視現場に別途調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
- (3) 受託者は、巡視実施中、公衆の迷惑となるような行為や調査をしてはならない。
- 2 受託者は、巡視の実施に当たり、事故等が発生しないよう巡視業務担当者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 3 受託者は、本委託事業の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び巡視業務担当者の安全確保に努めなければならない。
- 4 受託者は、巡視の実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに発注者に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 5 受託者は、調査が完了したときには、使用した機材等を撤去し現場を清掃しなければならない。

(事故の責任)

第28条 委託事業実施中において、受託者の原因により発生した事故に対しては、発注者は、何らの責任を負わないものとする。

(疑義の解決)

第29条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、発注者と受託者とが協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 福島県南会津郡南会津町山口字村上867
分任支出負担行為担当官
会津森林管理署南会津支署長 金子 友次 印

受託者 ○○○○○○○○
○○○ ○○ ○○ 印